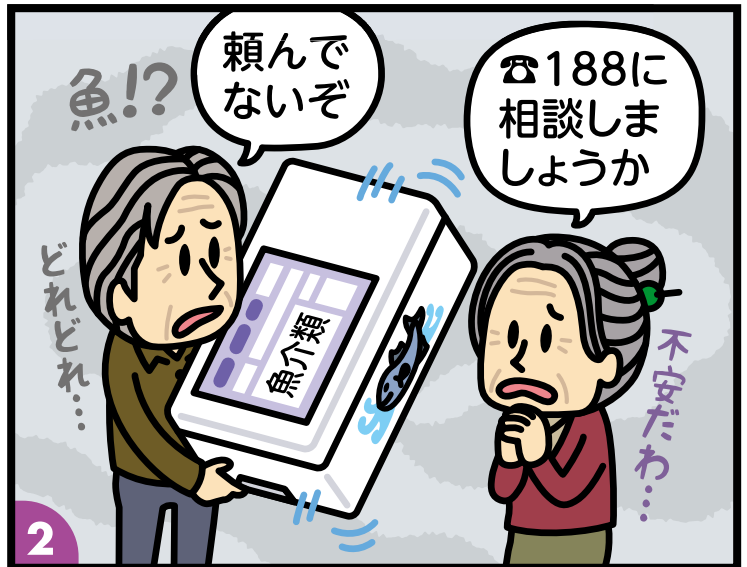


## 送り付けで届いた品物は 直ちに処分可能に!!



- 1** 身に覚えのない品物は **受け取らない!**
- 2** 法改正により送り付けられた品物は **すぐに処分可能**に!
- 3** 誤って支払ってしまったても **返還請求が可能!**

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります!

# TEL 188

おかしいな? 不安だな? と思ったら **すぐに相談!!**

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター 「イヤマン」



これからは「どうしよう」から「処分しよう」

今月の標語